

令和2年1月8日
京都市保健福祉局
介護ケア推進課

介護保険認定給付業務の見直し（集約・委託化）について

本市では、安定的な介護保険制度の運営を図るため、認定給付業務について、令和2年4月から本庁に業務を集約したうえで、職員が行うべき決定処分行為以外の法的に委託可能な補助的業務等について委託することとし、委託事業者と契約を締結し、マニュアル作成等の準備作業を進めております。

集約・委託化後に、これまでの運用が変更になる主な事項等は、下記のとおりです。詳細につきましては、改めて、令和2年2月～3月にお知らせします。

今後、集約・委託化後の業務を円滑に運営できるよう検討を進めますので、引き続き、御理解と御協力をお願いします。

1 集約・委託化後に変更となること

(1) 認定

ア 申請方法

- ・ 事業所等からの代行申請による申請書等は、原則、京都市介護認定給付事務センター（以下「センター」という）へ郵便で送付（費用は本市負担）。
- ・ 郵送による申請日は、郵便ポストへの投函日を申請日として記入。申請書等に記入された申請日が、センター到達日を含めて3開庁日より前の場合は、電話連絡等で確認し、必要があれば補正を行う。
- ・ がん末期等の緊急事案（※）は、緊急案件として個別に対応を行う。
（※緊急事案の基準を設ける）

イ 訪問調査

- ・ 訪問調査票は、返信用封筒（料金受取人払い）を同封し、その封筒で返送。
- ・ 訪問調査は、全調査を指定市町村事務受託法人・指定居宅介護支援事業者・地域密着型介護老人福祉施設・介護保険施設・地域包括支援センターに委託することを前提とするが、緊急に対応する必要がある事案など、委託が難しい事案への対応は、本庁に実施体制を確保し、本市職員が調査を行う。

ウ 介護認定審査会

- ・ 介護認定審査会に事務局として出席する2名のうちの1名は委託事業者の要員とする。
- ・ 区役所・支所職員は、出席者数や会の成立の確認、パソコン操作等を実施。
- ・ 委託事業者の要員は、事前に審査会資料を読み込み、資料説明や審査会委員からの質疑応答等を実施。

(2) 給付

ア 申請勧奨する事務（高額介護サービス費等）

勧奨通知に返信用封筒（料金受取人払い）を同封する。記入例等を参考に申請書に記入し、返送してもらう。郵送が難しい場合は、区役所・支所の窓口でも受付は可能。

イ 住宅改修・福祉用具

住宅改修や福祉用具購入費等、給付申請については、原則郵送申請となるが、緊急案件に対応できるよう、センターにも窓口を設置する。センター窓口では、住宅改修の相談をしながら申請することもできる。なお、区役所・支所の窓口でも受付は可能。

(3) 認定給付共通

ア 窓口

緊急対応が必要な事案に対しては、集約するセンターに受付窓口を設置。

イ 問合せ先

センターに介護認定・給付に関するコールセンターを設置する。

2 集約・委託化後に変更しないこと

(1) 認定

介護認定審査会

集約・委託化に伴う開催場所（区役所・支所）等の変更なし。

(2) 給付

特定入所者介護サービス費（負担限度額認定証）等

申請受付時に通帳の提示・コピーが必要な業務等、郵送申請に馴染まない業務等は、引き続き、区役所・支所の窓口で受付を行う。

(3) 認定給付共通

区役所・支所の窓口

申請書等の受付については、原則郵送としているが、区役所・支所の窓口申請書等を持参された場合は、これまでどおり区役所・支所窓口において、受付を行う。市民や家族等からの介護認定等の相談にも対応する。

(関係団体説明資料)

3 今後のスケジュール

令和元年10月～12月	本市内部での検討
令和2年1月～3月	集約委託化の移行期間
令和2年2月～3月	関係団体・審査会・事業者への説明や周知
令和2年4月	センターの本格運営

4 センター設置場所

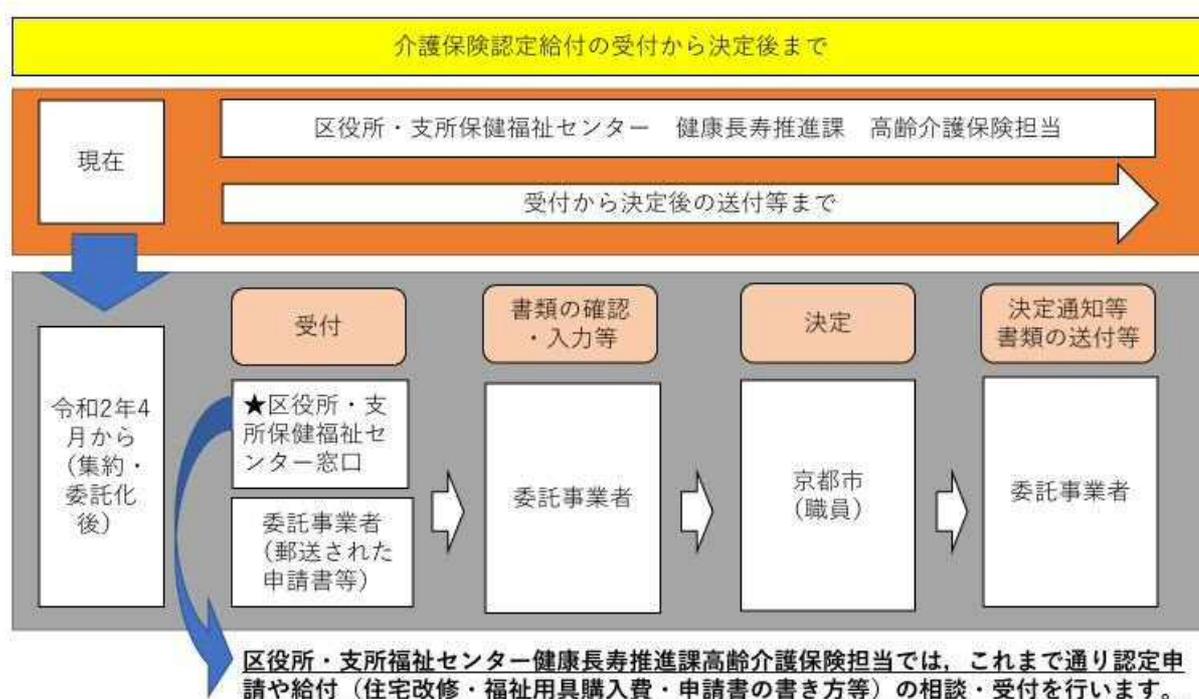
京都市介護認定給付事務センター (※電話番号は現在未定)
京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビルディング2階

5 市民周知等

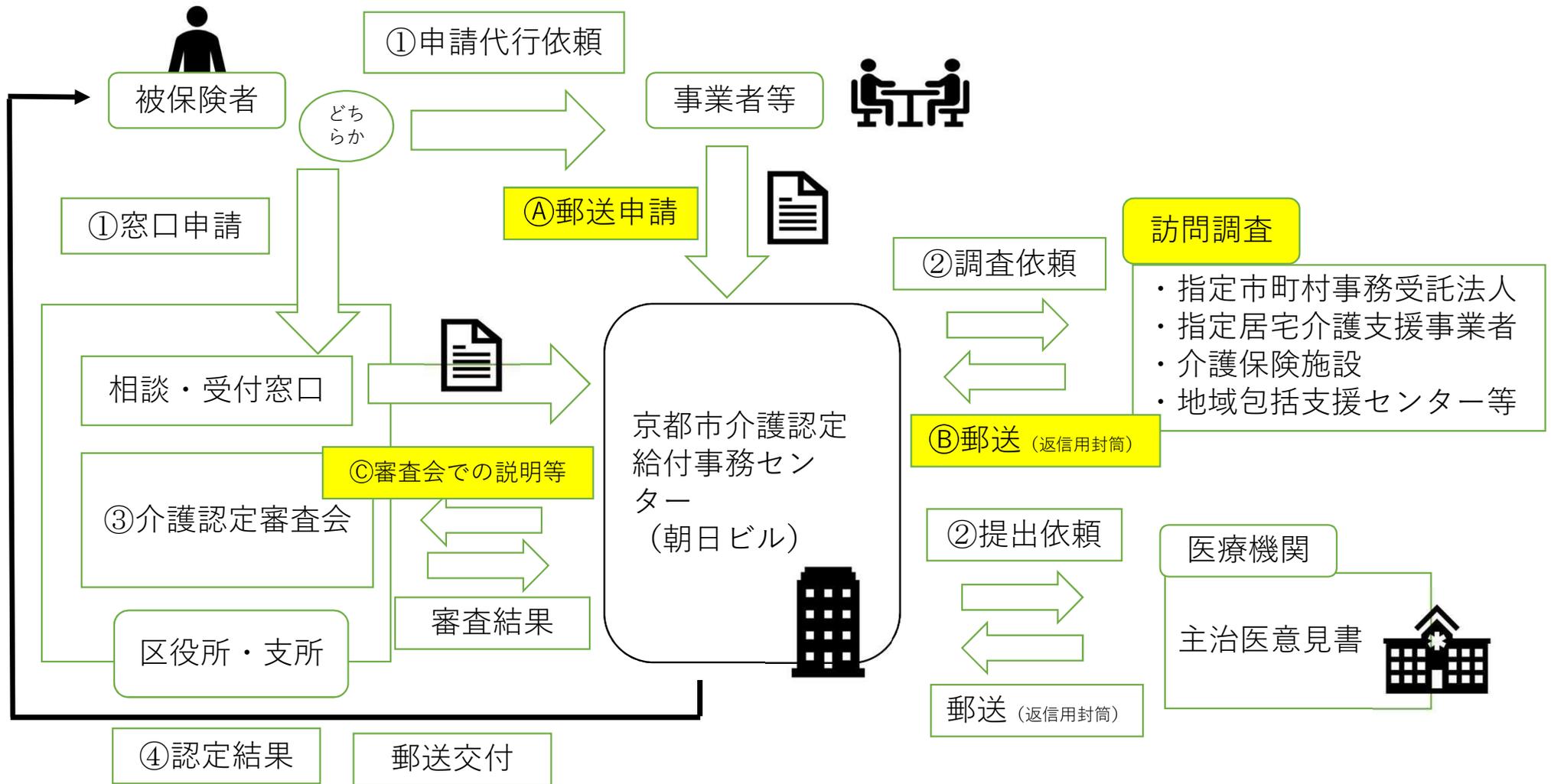
センターの設置及び郵送申請の原則化を周知するため、周知ビラ等を作成し、市民への配布やホームページ等での広報を行う。

6 郵便料金（受取人払い）

本市の都合により、原則郵送申請に変更するものは、本市が郵送料を負担する予定。利用方法等は、運営開始までに説明を行う。



認定申請の流れ (①認定申請→②訪問調査 →③認定審査会→④認定結果決定)
 ②主治医意見書



給付申請の流れ ①郵送（認定給付事務センター） ②窓口（区役所・支所／認定給付事務センター）

①郵送（勸奨し返信用封筒で申請 又は 窓口に持参）

高額介護サービス費

高額医療合算介護サービス費

①郵送（申請書送付 又は 窓口に持参）

軽度者福祉用具貸与

福祉用具購入費

住宅改修費

場合により、直接認定給付事務センターの窓口又は区役所・支所窓口へ

②区役所・支所窓口へ申請（申請は窓口のみ）

特定入所者介護サービス費

社会福祉法人による利用者負担軽減

災害等による減免

給付制限

セルフケアプラン

③認定給付事務センターから送付

負担割合証

給付費明細通知

